

新環境社会配慮ガイドライン案

新ガイドライン(案)	JICA 環境社会配慮ガイドライン	環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン	備考
<p>序</p> <p>環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992年の環境と開発に関するリオ宣言は、第17原則において、「環境影響評価は、環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して、国の手段として実施されなければならない」と宣言している。</p> <p>アジェンダ21は、その9.12(b)で、各国政府は持続可能な開発に向けたエネルギー、環境、経済を統合した政策決定を行うための適切な方法論(特に環境影響評価を用いた方法論)の各国における開発を促進することを提案している。</p> <p>世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。</p> <p>そもそも、環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮することを言う。</p> <p>ODAの実施にあたっては、1985年にOECDが「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を採択して以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境配慮のガイドライン作成と運用を行っている。</p> <p>これまで、有償資金協力については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年)を、技術協力については、「環境社会配慮ガイドライン」(2004年)を、それぞれ適用してきた。</p> <p>本ガイドラインは、独立行政法人国際協力機構法の改正により、改正法施行後のJICAが我が国の政府開発援助(以下「ODA」)の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、各援助手法の特性を踏まえつつ、これら2つのガイドラインの体系を一体化するよう策定されたものである。策定にあたっては、学識経験者、NGO、産業界及び政府関係者から構成される「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」で議論を行うとともに、パブリックコメント、パブリックコンサルテーションを行い、透明性と説明責任を確保した。</p> <p>JICAは、業務方法書と中期計画に本ガイドラインを指針として業務運営を行う旨規定しており、協力事業について相手国等に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに環境社会配慮の支援と確認を本ガイドラインに従い適切に行う。</p> <p>JICAは、環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全／改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。また、JICAは、開発途上国における環境社</p>	<p>序</p> <p>環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992年の環境と開発に関するリオ宣言は、第17原則において、「環境影響評価は、環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して、国の手段として実施されなければならない」と宣言している。</p> <p>アジェンダ21は、その9.12(b)で、各国政府は持続可能な開発に向けたエネルギー、環境、経済を統合した政策決定を行うための適切な方法論(特に環境影響評価を用いた方法論)の各国における開発を促進することを提案している。</p> <p>世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。</p> <p>ODAの実施にあたっては、1985年にOECDが「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を採択して以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境配慮のガイドライン作成と運用を行っている。</p> <p>日本政府による二国間援助のうち贈与にあたる部分の技術協力と無償資金協力の調査を実施しているJICAは、1988年の第一次環境分野別援助研究会の提言に基づき、1990年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす開発調査の実施にあたっては、事前調査の際にスクリーニングとスコーピングを行ってきた。環境配慮ガイドラインの導入後10年以上が経過し、JICA事業全体に対する環境社会配慮の基本方針の作成やガイドラインの対象範囲の拡大及び遵守を確保する体制の整備等の必要性、環境社会配慮を強化する政府の方針、情報公開等の動きに対応し、ガイドラインの見直しが必要となってきた。</p> <p>以上の背景を踏まえ、JICAは、大学関係者、NGO、民間団体や関係府省の委員から構成された環境社会配慮ガイドライン改定委員会を2002年12月に設置した。JICAは、2003年9月までの間に公開性の高い方法で19回の委員会を開催し、委員会は2003年9月に提言をJICAに提出した。JICAは、環境社会配慮ガイドラインフォローアップ委員会を2003年11月に設置し、提言を踏まえて作成したガイドライン案を協議するとともに、2003年12月から2004年2月にかけてパブリックコメントを求めた。その後、パブリックコメントに基づいた修正と同フォローアップ委員会の協議を行い、環境社会配慮ガイドラインを2004年3月に完成した。</p>	<p>前書き</p> <p>国際協力銀行(以下「本行」)は、本行が行う全ての投融資(以下「融資等」)の対象となるプロジェクト(以下「プロジェクト」)についての環境社会配慮を通じ、国際社会とリわけ開発途上地域の持続可能な開発への努力に貢献するために、本「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を定め、公表する。</p> <p>環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境(以下「環境」)に配慮することを言う。</p> <p>本ガイドラインは、本行が行う国際金融等業務及び海外経済協力業務に共通に適用される。</p> <p>本ガイドラインは、環境保全等に関する我が国による国際協力への取組み、環境社会配慮全般及び人権に関する国際的な枠組みの中での議論、並びに公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性を求める環境と公的輸出信用に関するコモンアプローチ、開発援助委員会(DAC)の環境に関するグッドプラクティス等の経済協力開発機構(OECD)での議論等を踏まえて策定されたものであり、これらの進展を勘案して今後必要に応じ見直されるものである。</p>	<p>次の点を含め、パラ4以降を修正する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去と今回作成の経緯部分を修正。 2. 5年以内に見直し、10年以内の包括的な検討。 3. 現行ガイドラインからの主要変更点を追加記載予定。 4. 業務方法書と中期計画への言及は残す。 <p>「協力事業を通じて」を「協力</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>会配慮への対応能力向上への支援についても積極的に取り組む方針である。</p>	<p>JICA は、本ガイドラインを開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業に適用する。JICA は、業務方法書と中期計画に本ガイドラインを指針として業務運営を行う旨を規定した。JICA は、協力事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、相手国政府に対して 環境社会配慮の支援と確認を本ガイドラインに従い適切に実施する。 なお、本ガイドラインは 5 年以内に包括的な検討を行い、必要に応じて改定を行う。</p>	<p>なお、本行は、融資等の対象となるプロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全／改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。また、本行は、開発途上国における環境社会配慮への取組支援についても積極的に取組む方針である。</p>	<p>事業について」に修正。 「JICA は環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で・・・」は現行 JBIC GL より。</p>
<p>I. 基本的事項</p>			
<p>1.1 理念 我が国の政府開発援助大綱は、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会に与える影響などに十分注意を払い、公平性を確保することを定めている。 政府開発援助を担う JICA が、相手国等が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICA は環境社会配慮を適切に行うことが求められている。 環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。 したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。 このような考えの下、JICA は、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮する。</p>	<p>1.1 理念 日本の政府開発援助大綱は、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会に与える影響などに十分注意を払い、公平性を確保することを定めている。 政府開発援助のうち技術協力を担う JICA が、相手国が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICA は環境社会配慮を適切に行うことが求められている。 環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。 したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。 このような考えの下、JICA は、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮する。</p>		<p>現行パラ 2 の「のうち技術協力」を削除。</p>
<p>1.2 目的 本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を示すことにより、相手国等に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。これにより JICA は、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティを確保することに努める。</p>	<p>1.2 目的 本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。</p>	<p>第1部2. ガイドラインの目的・位置付け 本ガイドラインは、本行が行う環境社会配慮確認の手続き（融資決定前、融資決定後を含む）、判断に当たったの基準、及び融資等の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、プロジェクト実施主体者に対し、本ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すものである。これにより本行は、本行が行う環境社会配慮確認の透明性・予測可能性・アカウンタビリティの確</p>	<p>現行両ガイドラインの内容を踏まえた記載。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>1.3 定義</p> <p>1. 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。</p> <p>2. 「相手国等」とは、相手国、相手国政府(地方政府を含む)、借入人又はプロジェクト実施主体者をいう。</p> <p>3. 「協力事業」とは、JICA が行う有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査、開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクトをいう。</p> <p>4. 「プロジェクト」とは、相手国等が実施し、JICA が協力を行う対象の事業をいう。</p> <p>5. 「環境社会配慮調査」とは、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう。</p> <p>6. 「環境影響評価」とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう。</p> <p>7. 「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。</p> <p>8. 「環境社会配慮の支援」とは、相手国等に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。</p> <p>9. 「環境社会配慮の確認」とは、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、相手国等の行う環境社会配慮の本ガイドラインの要件の充足内容を確認することをいう。</p> <p>10. 「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業をA・B・C・FI の4段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。</p> <p>11. 「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。</p> <p>12. 「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいう。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。</p> <p>13. 「環境社会配慮助言委員会」とは、協力事業における環境</p>	<p>1.3 定義</p> <p>1. 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。</p> <p>2. 「協力事業」とは、JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業をいう。</p> <p>3. 「プロジェクト」とは、相手国が実施し、JICA が協力を行う対象の事業をいう。</p> <p>4. 「環境社会配慮調査」とは、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう。</p> <p>5. 「環境影響評価」とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう。</p> <p>6. 「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。</p> <p>7. 「環境社会配慮の支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。</p> <p>8. 「環境社会配慮の確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制(予算、組織、人材、経験)、情報公開や住民参加の制度的枠組み、運用状況等の各種情報を確認し、相手国政府との協議、現地調査等を行う、プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。</p> <p>9. 「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業をA・B・Cの3段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。Aは影響が重大であるもの、BはAに比較して小さいもの、Cは影響が最小限かほとんどないものを指す。</p> <p>10. 「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。</p> <p>11. 「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や</p>	<p>保に努める。</p>	<p>使用しなくなった言葉を外し、「相手国等」や「合意文書」新たな言葉を追加。</p> <p>パラ9は包括的でわかりやすい表現とした。</p> <p>パラ10のA・B・C・FIの説明は省略(2.5に説明有り)。</p>
---	---	---------------	---

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会のことをいう。</p> <p>14.「フォローアップ」とは、開発計画調査型技術協力における環境社会配慮調査の結果が反映されていることを確認することをいう。</p> <p>15.「Terms of Reference(TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。</p> <p>16.「Environmental Impact Assessment(EIA)レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>17.「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>18.「合意文書」とは、有償資金協力における Loan Agreement(L/A)、無償資金協力における Grant Agreement(G/A)等、JICA が相手国等との間で協力事業の実施を合意する文書をいう。</p> <p>19.「協力準備調査」とは、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行う調査をいう。</p> <p>20.「協力プログラム」とは、特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオをいう。</p> <p>21.「プロジェクト形成」とは、協力準備調査のうち、有償資金協力、無償資金協力又は技術協力プロジェクトの個別案件の発掘・形成及び妥当性・有効性・効率性等の確認を行うものをいう。</p> <p>22.「詳細計画策定調査」とは、事業に関する目標の設定、妥当性等の確認、投入、活動及び規模等、案件の詳細計画を決定することを目的とした調査のうち、外務省による案件採択後に実施されるものをいう。</p>	<p>団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいう。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。</p> <p>12.「審査諮問機関」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う機関のことをいう。</p> <p>13.「国際約束」とは、外務省が要請を採択した後に、協力事業の実施について日本国政府と相手国政府が結ぶ約束のことをいう。</p> <p>14.「フォローアップ」とは、環境社会配慮調査の結果が相手国政府の事業実施の意思決定に反映されていることを確認することをいう。</p> <p>15.「Terms of Reference(TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。</p> <p>16.「Scope of Work(S/W)」とは、開発調査の範囲、内容、スケジュール、便宜供与、相手国実施機関と JICA の実施する事項などを協議の上規定した文書のことをいう。</p> <p>17.「Record of Discussion (R/D)」とは、技術協力プロジェクトの目的、活動、スケジュール、負担事項などを JICA が相手国実施機関と協議の上規定した文書のことをいう。</p> <p>18.「Environmental Impact Assessment(EIA)レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>19.「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>20.「連携 Detailed Design Study(D/D)」とは、国際協力銀行と連携し、JICA が行う円借款案件を対象とした詳細設計調査のことをいう。</p> <p>21.「基本設計調査」とは、無償資金協力案件の基本構想、基本設計、概算事業費の積算、運営維持管理体制の検証を行う調査のことをいう。</p>		<p>パラ 13 名称の環境社会配慮審査会への変更を検討。</p> <p>パラ 17 の G/A 等の中には、技術協力プロジェクトや開発計画調査型技術協力の実施を合意する文書が含まれる。</p>
<p>1.4 環境社会配慮の基本方針</p> <p>JICA は、プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、相手国等の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。</p> <p>JICA は、環境社会配慮の観点から相手国等に求める要件を</p>	<p>1.4 環境社会配慮の基本方針</p> <p>JICA は、相手国政府の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、協力事業によって相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。</p> <p>JICA は、環境社会配慮の観点から相手国政府に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件を満たすよ</p>	<p>第1部1. 本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針</p> <p>本行は、融資等を行うプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう、さまざまな手段を活用し、プロジェクト実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、もって開発途上地域の持続可能な開発に寄与する。</p> <p>本行は、環境社会配慮確認にあたり、相手国の主権を尊</p>	<p>1. JICA による支援・確認の前提には、相手国政府等に環境社会配慮の責任がまずは存在することを記載。</p> <p>2. 頭書きの「要請案件の採択等」以下は新 JICA</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>本ガイドラインで明記し、相手国等がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国等の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。</p> <p>JICA は、以下の7項目が特に重要であると認識している。</p> <p>(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする) JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。</p> <p>(重要事項 2:早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮を実施する) JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントを適用する。早期段階からモニタリング段階まで、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国等に働きかける。 (重要事項 3:協力事業の実施において説明責任を果たす) JICA は、協力事業の実施において、説明責任と透明性を確保する。</p> <p>(重要事項 4:ステークホルダーの参加を求める) JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。</p> <p>(重要事項 5:情報公開を行う) JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行う。</p> <p>(重要事項 6:JICA の実施体制を強化する) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。</p> <p>(重要事項 7:迅速性に配慮する) JICA は、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請に対処する。</p>	<p>う協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国政府の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。</p> <p>要請案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、JICA は、環境社会配慮の支援と確認の結果及び協力事業の方針に関して外務省に提言を行う。</p> <p>JICA は、以下の7項目が特に重要であると認識している。</p> <p>(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする) JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。</p> <p>(重要事項 2:早期段階から環境社会配慮を実施する) JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。</p> <p>(重要事項 3:協力事業完了以降にフォローアップを行う) JICA は、協力事業の完了以降においても、必要に応じて一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対して働きかけを行う。また、必要な場合は別途の協力事業により支援を行う。</p> <p>(重要事項 4:協力事業の実施において説明責任を果たす) JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。</p> <p>(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める) JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。</p> <p>(重要事項 6:情報公開を行う) JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。</p> <p>(重要事項 7:JICA の実施体制を強化する) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。</p>	<p>重しつ、環境社会配慮に係る相手国(地方政府を含む)、借入人及びプロジェクト実施主体者(以下「借入人等」と)との対話を重視するとともに、透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダー(以下「ステークホルダー」)の参加が重要であることに留意する。本行は、融資等を行うプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を本ガイドラインで明記し、環境社会配慮確認を行う。</p> <p>本行は、融資等を意思決定する際に、要件の充足を確認するため、スクリーニング及び環境社会配慮についてのレビューを行う。</p> <p>本行は、融資等を受けるプロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われるよう、融資契約等を通じて確保に最大限努力する。</p> <p>本行は、融資等の意思決定以降においても、一定期間、必要に応じ、環境社会配慮が確実に実施されるよう借入人等に対するモニタリングや働きかけを行う。</p> <p>本行は、プロジェクトの準備・形成の段階から本行が関与する場合、適切な環境社会配慮がなされるよう、なるべく早期段階から借入人等に働きかける。</p> <p>本行は、環境社会配慮確認が十分かつ効果的に達成されるよう、常に留意し、その組織体制、実施能力の充実に努める。</p> <p>第1部3.環境社会配慮確認にかかる基本的考え方</p> <p>(1) 環境社会配慮の責任主体</p> <p>プロジェクトにおける環境社会配慮の主体はプロジェクト実施主体者であり、本行はこれを本ガイドラインに照らし確認する。</p> <p>本行は、本行の融資等を受けようとするプロジェクトにおけるプロジェクト実施主体者に対し、第2部 1.に示す考え方を踏まえ、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促す。</p>	<p>の業務内容に沿って削除。</p> <p>3. 新 JICA の業務内容に沿って重要事項 3 のフォローアップを削除。</p> <p>4. 環境社会配慮を確保した上での迅速性を重要事項 7 に追加する。</p>
<p>1.5 JICA の責務</p> <p>プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国等であるが、JICA は、ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じてⅡとⅢに従って行う。</p>	<p>1.5 JICA の責務</p> <p>1. プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府であるが、JICA は、ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて以下のとおり行う。</p> <p>2. 協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認し、カテゴリ分類を行</p>		<p>1. パラ 2 カテゴリ分類には要請がなくとも協力事業を実施する際にはカテゴリ分類を行うことを記載。</p> <p>2. 新 JICA の業務に沿って</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

	<p>う。</p> <p>3. プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する。カテゴリ分類は、必要に応じて見直すとともに、情報公開とステークホルダーとの協議を通じてスコーピングを行う。</p> <p>4. 環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。</p> <p>5. 協力事業の終了後、フォローアップを行う。</p> <p>6. 協力事業の環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術的支援を行う。</p> <p>7. 相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。</p> <p>8. 事業段階より上位のプランやプログラムの段階に関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努め、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。</p> <p>9. 支援と確認を行うにあたり説明責任と透明性を確保する。</p> <p>10. JICA により派遣される専門家は、職掌の範囲内の事項については、本ガイドラインの関連部分を尊重し、相手国政府への助言や協力をを行う。</p>		<p>表現を修正。</p> <p>3. パラ 5 フォローアップは開発計画調査型技術協力のみが対象であるため項目から削除。Ⅲ.の手続に記載。</p> <p>4. パラ2以下はⅡとⅢに記載された事項であり、重複を避ける意味で削除する。</p>
<p>1.6 相手国等に求める要件</p> <p>1. 相手国等は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。</p> <p>2. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国等に求め確認する。また、カテゴリ A 案件において必要とされる環境アセスメント報告書については、別紙 2 に示す項目が満たされることを相手国等に求め確認する。</p>	<p>1.6 相手国政府に求める要件</p> <p>1. 相手国政府は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。</p> <p>2. JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する。</p> <p>3. 環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。</p> <p>4. 環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等の現地ステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認</p>		<p>パラ 2 の「要請案件の採択の可否の検討」部分を削除(新 JICA 業務内容に伴う)。</p> <p>パラ 3 と 4 は別紙 2 に記載済みであり、重複を避ける意味で削除する。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>1.7 対象とする協力事業 1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3)外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査、4)開発計画調査型技術協力、5)技術協力プロジェクトを対象とする。</p>	<p>められていることが要求される。 1.7 対象とする協力事業 JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。</p>	<p>本ガイドラインは、本行が行う国際金融等業務及び海外経済協力業務に共通に適用される。(前書き)</p>	<p>国別実施方針取扱いについては中間報告に指摘あり。「また、以上の…」はスキーム以外の調査が想定されないため削除。</p>
<p>1.8 緊急時の措置 緊急を要する場合は、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開する。必要な場合は助言を求める。</p>	<p>1.8 緊急時の措置 緊急を要する場合は、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する。</p>		<p>現行ガイドラインをベースに検討。緊急時に諮問は困難であり報告が現実的。審査諮問機関の情報公開については2.4に記載。</p>
<p>1.9 普及 JICA は、相手国等に本ガイドラインを説明し、その理解を求める。</p>	<p>1.9 普及 JICA は、相手国政府や関係府省及び関係機関に本ガイドラインを説明し、その理解を求める。</p>		<p>修正なし</p>
<p>1.10 環境社会配慮助言委員会 JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる環境社会配慮助言委員会を第三者的な機関として常設する。</p>	<p>2.4 審査諮問機関への諮問 1. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。</p>		<p>現行 2.4「審査諮問機関への諮問」のpara1に記載。名称の環境社会配慮審査会への変更を要検討。</p>
<p>II. 環境社会配慮のプロセス</p>			
<p>2.1 情報の公開 1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は、協力事業によって相手国等を支援する。 2. JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。 3. JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。 4. 公開すべき情報には、環境社会配慮に関する情報とともに、協力事業本体に関する情報を含む。 5. JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。 6. JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける。 7. JICA の支援を受けて相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行う場合において、相手国等は事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。その際、JICA は、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域</p>	<p>2.1 情報の公開 1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、協力事業によって相手国を支援する。 2. JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。 3. JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。 4. 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する情報を含む。 5. JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。 6. JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して積極的に働きかける。 7. JICA が相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合において、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。</p>	<p>第1部5. 本行の環境社会配慮にかかる情報公開 (1) 基本的考え方 本行は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。 これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、環境レビューのアカウンタビリティ及び透明性を確保するため、本行は、環境レビューに関し重要な情報につき、環境レビュー期間中に、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。さらに本行は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。 以上に規定するほか、第三者に対し、求めに応じて本行は可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。本行は、借入人等の商業上等の秘密を尊重し、情報公開の原則とこうした秘密を両立させる。 (2)情報公開の時期と内容 本行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。</p>	<p>1. 情報公開する資料が新旧 JICA で異なるため趣旨を変えずに表現を工夫する。 2. 現行 para4「公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する情報を含む」は「公開すべき情報には、環境社会配慮に関する情報とともに、協力事業本体に関する情報も含む」と修正。 3. 現行 para9を para7 とつなげて、協力事業の文脈とする。 4. para9 に商業上の秘密や相手国了解の上での情報公開を記載。 5. 相手国等が作成した文書に関し、翻訳版の取</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>の人々が理解できる様式による資料を相手国等が作成することを支援する。</p> <p>8. JICA は、情報公開をウェブサイトで日本語、英語または現地語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所等において閲覧に供する。</p> <p>9. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととするとともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。</p>	<p>8. JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所等において閲覧に供する。</p> <p>9. JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国政府と共同で作成し、積極的に情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> スクリーニングを終了したときはできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開する。 カテゴリA及びカテゴリBのプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。 <p>本行は、融資契約締結後、カテゴリA、B及びFIプロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>本行は、競争関係を踏まえ、借入人等の商業上等の秘密には十分配慮し、借入人等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう借入人等に促すこととする。なお、本行と借入人との間の契約上、情報開示が禁じられる情報については借入人等の同意または法の要請により情報開示を行う。</p>	<p>6. リ扱いについて中間報告書に指摘有り。</p> <p>意思決定前の情報公開(協力準備調査に係るもの)については、3.2.1「協力準備調査」に加えて、3.2.2「環境レビュー」に記載。</p>
<p>2.2 カテゴリ分類</p> <p>1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて4段階のカテゴリ分類を行う。</p> <p>2. カテゴリA: 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆である場合もカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙3に示す。</p> <p>3. カテゴリB: 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ぼさず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。</p> <p>4. カテゴリC: 環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。</p> <p>5. カテゴリFI: JICA の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICA の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的にを行い、JICA の</p>	<p>2.5 カテゴリ分類</p> <p>1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて3段階のカテゴリ分類を行う。</p> <p>2. カテゴリA: 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆である場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙2に示す。</p> <p>3. カテゴリB: 環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ぼさず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。</p>	<p>第1部4. 環境社会配慮確認手続き</p> <p>(1) スクリーニング</p> <p>本行は、プロジェクトに関する環境レビューを開始する際に、プロジェクトを次項のカテゴリのいずれかに分類する。これ以降の環境レビューは、カテゴリに応じた手続に従って実施される。</p> <p>本行は、早期にスクリーニングを行うため、これに必要な情報の早期提出を借入人等に求める。</p> <p>スクリーニングでは、プロジェクトの環境への影響について個別に、プロジェクトのセクター・規模、プロジェクトの環境負荷の内容・程度・不確実性、プロジェクトの実施予定地及び周辺地域の環境及び社会の状況等を勘案し、カテゴリ分類を行う。</p> <p>借入人等からの情報提供に基づくスクリーニングの後でも、配慮すべき環境影響が新たに判明した場合など、必要に応じ、本行はカテゴリ分類を変更することがありうる。</p> <p>(2) カテゴリ分類</p> <p>カテゴリA: 環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の見積もりが困難であるような場合もカテゴリAプロジェクトに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地す</p>	<p>1. 現行 JICA パラ2の「さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される」は、JICA のカテゴリ分類は、必ずしも相手国の法令等に拠るものではないため、含めない。</p> <p>2. パラ3に現行JBICガイドラインの E/S 借款に関する規定を記載、E/S 借款の成果物の取扱いについて中間報告の指摘あり。</p> <p>3. パラ5にカテゴリFIを追加。</p> <p>4. パラ7の M/P のカテゴリ分類について中間報告の指摘有り。</p> <p>5. 政策支援借款について</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される。</p> <p>6. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>7. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p> <p>8. JICA は、相手国等に別紙 4 のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。</p>	<p>4. カテゴリC: 環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。</p> <p>5. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>6. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p> <p>7. JICA は、相手国政府に別紙 3 のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。</p>	<p>るプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例を一覧を第 2 部 3.に示す。</p> <p>カテゴリB: 環境への望ましくない影響が、カテゴリAプロジェクトに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。なお、調査・設計等に対する円借款であるエンジニアリング・サービス借款については、カテゴリ C に属するものを除きカテゴリ B とする。</p> <p>カテゴリC: 環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト。次のいずれかに属するプロジェクトは原則として、カテゴリ C に分類される。但し、第 2 部 3.に示す影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものは除く。</p> <p>① 本行が支援する金額が 10 百万 SDR相当円以下のプロジェクト</p> <p>② 通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト(例: 人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス、追加設備投資を伴わない権益取得)</p> <p>③ 特定プロジェクトと関連のない機器等の単体輸出入やリース等、プロジェクトに対する借入人もしくは本行の関与が小さく、本行が環境レビューを行う意義に乏しいと合理的と考えられる場合</p> <p>カテゴリFI: 本行の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、本行の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、本行の融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される場合、カテゴリFIに分類される。</p>	<p>も内容に応じてカテゴリ分類を行う。</p>
<p>2.3 環境社会配慮の項目</p> <p>1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症、労働環境(労働安全を含む)を含む。なお、個別プロジェクトの検討においてはスコopingにより必要なものに絞り込む。</p> <p>2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的</p>	<p>2. 3 環境社会配慮の項目</p> <p>1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む。)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含む。</p> <p>2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的</p>		<p>1. パラ 1 になお書きを追加、労働環境(労働安全を含む)、を追加。</p> <p>2. 地域住民の安全は労働環境に含まれる(チェックリストに記載予定、新 JBIC ガイドライン案を参考)。</p> <p>3. 「不可分一体の事業」を FAQ に記載。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。</p> <p>3. 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p>	<p>な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。</p> <p>3. 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p>		
<p>2.4 現地ステークホルダーとの協議</p> <p>1. より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は協力事業によって相手国等を支援する。</p> <p>2. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意する。</p> <p>3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、事前の広報により周知するよう相手国等に働きかける。</p> <p>4. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国等が現地ステークホルダーとの協議を行うよう働きかけるとともに、必要な支援を行う。</p> <p>5. JICA は、カテゴリBについても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける。</p> <p>6. 現地ステークホルダーとの協議を行った場合は協議記録を作成するよう、JICA は相手国等に働きかける。</p>	<p>2. 2 現地ステークホルダーとの協議</p> <p>1. より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。</p> <p>2. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。</p> <p>3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する。</p> <p>4. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。</p> <p>5. JICA は、カテゴリBについても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>6. 協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。</p>		<p>1. 相手国政府が行う部分と JICA 自身が行う部分とを分けて記載する。</p> <p>2. 新 JICA 業務内容に沿って一部表現を修正する。</p> <p>3. パラ4の「環境社会配慮の概要検討時」は必要に応じての協議とする。</p> <p>4. 主体を明確にするために「相手国政府と共同で」を外す。</p> <p>5. ステークホルダー分析を踏まえて協議が行われる点について 3.1.2 に記載。</p>
<p>2.5 社会環境と人権への配慮</p> <p>1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。</p> <p>2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この</p>	<p>2. 7 社会環境と人権への配慮</p> <p>1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。</p> <p>2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この</p>		<p>修正なし</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。</p>	<p>際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。</p>		
<p>2.6 参照する法令と基準</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下のように確認する。 JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。 JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。 JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。 JICA は、情報公開に関し、相手国等と日本政府の関連する法律を踏まえる。 	<p>2. 6 参照する法令と基準</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下のように確認する。 JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。 JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府(地方政府を含む)に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。 JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。 JICA は、情報公開に関し、相手国政府と日本政府の関連する法律を踏まえる。 	<p>第1部3.環境社会配慮確認にかかる基本的考え方</p> <p>(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準</p> <p>本行は、環境レビューにおいて、本ガイドラインが示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。</p> <p>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認し、また、環境に関する政策や計画にそったものであるかどうかを確認する。</p> <p>さらに、本行は、環境社会配慮等に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮(地方政府を含む)、借入人、及びプロジェクト実施主体者との対話を行い、その背景・理由等を確認する。</p> <p>なお、環境レビューにおいては、本行は、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</p>	<p>パラ3には、世界銀行セーフガードポリシーの確認を追加。</p> <p>パラ3の「それらの基準」には、世界銀行セーフガードポリシーも含まれる。</p>
<p>2.7 環境社会配慮助言委員会による助言</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。 環境社会配慮助言委員会の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、環境社会配慮助言委員会の助言を得なければならない。 	<p>2. 4 審査諮問機関への諮問</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。 審査諮問機関は、カテゴリA案件とカテゴリB案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、審査諮問機関の助言を得なければならない。 		<ol style="list-style-type: none"> 諮問を助言に修正、名称については 1.10 で検討。 現行 JICA ガイドラインをベースに検討。 審査諮問機関については、中間報告の指摘あり。 現行ガイドラインのパラ 1 は 1.10 審査諮問機関に移動。 パラ 1 のカテゴリ B 案件は「必要に応じて」に修正。
<p>2.8 JICA の意思決定</p>	<p>2. 8 JICA の意思決定</p>	<p>第1部3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方(5)意思</p>	

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト</p> <p>1. JICA は、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICA は有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しない。</p> <p>2. 「環境社会配慮が確保されないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、プロジェクトを実施しない案も含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p> <p>3. JICA は、相手国等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、合意文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手国等は、環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて JICA へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨 JICA に報告すること。 相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。 相手国等が、本ガイドラインに基づき JICA が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合に、JICA は、合意文書に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトの変更(停止及び期限前償還を含む)を求めることがあること。 	<p>1. JICA は、プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認</p>	<p>決定への反映</p> <p>本行は、環境レビュー結果を、融資等の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。</p> <p>第1部6. 意思決定、融資契約等への反映</p> <p>本行は、環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映する。本行は、プロジェクトの環境社会配慮が適切ではないために、プロジェクトが環境に望ましくない影響を与えると考えられる場合、適切な環境社会配慮がなされるよう借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる。</p> <p>本行は、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、融資契約あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 借入人は、プロジェクト実施主体者が行う環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて本行へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨本行に報告すること。 借入人は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、プロジェクト実施主体者と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。 借入人は、環境社会配慮に関し、借入人以外のプロジェクト実施主体者及び相手国政府(地方政府を含む)の役割が重要である場合は、これらの者も含めて取り決め等を結ぶよう努力すること。 借入人やプロジェクト実施主体者が、本ガイドラインに基づき本行が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して借入人等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが融資実施後に明らかになった場合に、本行は、融資契約に基づき、貸付実行の停止あるいは借入人に期限前償還を求めることがあること。 	<p>1. 技術協力プロジェクト、有償資金協力及び無償資金協力については現 JBIC ガイドラインを、調査のみの事業については現 JICA ガイドラインをベースとした。</p> <p>2. 現 JICA パラ 3 の「中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する」は、意思決定は当然のため簡略的な表現とした。また、「開発ニーズの把握が不適切な場合」を「プロジェクトを実施しない案も含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合」に修正(より意図が明確な表現とした)。</p> <p>3. 現 JBIC「借入人は…努力すること」は相手国等に関係者が含まれることから含めない。</p> <p>4. 現 JICA パラ 3 の、「プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合」は残した。</p>
<p>2.8.2 開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p> <p>1. JICA は、要請検討時に、プロジェクトの環境社会配慮について確認し、その結果を踏まえ外務省に提言を行う。</p> <p>2. JICA は、外務省が採択した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境</p>	<p>1. JICA は、プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認</p>		

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>3. 社会配慮が確保されるよう、必要な措置を盛り込む。 このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保されないと判断する場合は(その場合とは2.8.1の2と同じ)、JICAは、協力事業の中止を外務省に提言する。</p>	<p>し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う。提言には、必要に応じて、より上位の調査に変更することや、無償資金協力のための事前の調査から開発調査に変更することなどを含める。</p> <p>2. JICAは、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。</p> <p>3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICAは、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p>		
<p>2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保 JICAは、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICAはガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要項により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。</p>	<p>2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保 JICAは、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICAはガイドラインの遵守を確保する一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。</p>	<p>第1部7. ガイドラインの適切な実施・遵守の確保 本行は、本ガイドラインに示された方針や手続きが適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。本行は、本行によるガイドラインの遵守を確保するため、本行のガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置をとる。</p>	<p>修正なし</p>
<p>2.10 ガイドラインの適用と見直し</p> <p>1. 本ガイドラインは、2010年7月1日より施行する。ただし、2010年6月30日以前に実質的な要請を受けたプロジェクトについては旧ガイドラインを適用する。</p> <p>2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。</p> <p>3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。</p>	<p>2.10 ガイドラインの適用と見直し</p> <p>1. 本ガイドラインは、2004年4月1日より施行し、2004年度の要請案件から適用する。2004年4月1日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用して協力事業を実施する。ただし、異議申し立て制度については、早急に体制整備を進める。</p> <p>2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。</p> <p>3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガ</p>	<p>第1部8. ガイドラインの適用及び見直し 本ガイドラインは平成15年10月1日より施行し、本ガイドライン施行以前に実質的な融資要請に至ったプロジェクトについては、「国際金融業務における環境配慮のためのガイドライン」乃至「円借款における環境配慮のためのJBICガイドライン」を適用する。 本行は、本ガイドラインの実施状況についての確認を行い、これに基づき、ガイドラインが施行されて5年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改訂を行う。改訂にあたっては、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きつつ、透明性を確保して行う。</p>	<p>1. パラ1に施行時期と適用時期を追って記載する。</p> <p>2. パラ2に運用上の不都合を反映させる趣旨で5年以内の見直しを行い、その後レビュー結果を踏まえて10年以内の包括的検討とする。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>III. 環境社会配慮の手続き</p>	<p>イドラインの改定に反映させる。</p>		<p>手続きは全面的に作成。</p>
<p>3.1 協力準備調査</p>			
<p>3.1.1 協力プログラム形成</p> <p>1 JICA は、環境社会面を検討するために、情報の収集、必要に応じて相手国等との協議、現地踏査を行う。</p> <p>2 セクターや地域の協力プログラム形成にあたっては、戦略的環境アセスメントを適用し、重大な環境・社会影響の回避と最小化に努める。</p> <p>3 JICA は協力準備調査の最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する。</p>			<p>協力シナリオ形成を記載。</p>
<p>3.1.2 プロジェクト形成(有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト) (調査実施決定から TOR 作成まで)</p> <p>1. JICA は、事業概要と立地環境を踏まえてプロジェクトのカテゴリ分類を行う。カテゴリ C のプロジェクトについては、この段階で環境社会配慮の作業を終了する。</p> <p>2. 協力準備調査の実施決定前に、プロジェクトのカテゴリ分類結果(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠)をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>3. JICA は、協力準備調査の実施に先立ち、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の収集を行い、その結果を TOR に反映させる。また、関連の環境社会配慮文書が存在する場合、調査に先立ちその内容について必要な確認を行う。 (フィージビリティ調査の実施)</p> <p>4. 事業段階より上位の調査(マスタープラン調査)を含む場合には、戦略的環境アセスメントを適用する。スコーピングや代替案の検討の際に、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、情報公開した上で相手国等がステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行い、環境社会影響の回避と最小化に努めるよう支援する。</p> <p>5. JICA は、カテゴリ A と B のプロジェクトについては、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な団員を参加させ、関連情報の収集と現地調査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>6. 相手国等は、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠、代替案、影響項目とその内容)を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援</p>	<p>3.3 開発調査(フィージビリティ調査)</p> <p>3.3.1 事前調査段階</p> <p>1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき、事前調査を行う。この際、カテゴリA及びBの調査については必ず、カテゴリCについては必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。</p> <p>2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査のTOR 案を作成する。JICA は、カテゴリA の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果をTOR 案に反映させる。</p> <p>4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。</p> <p>5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、S/W 案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国政府による計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。</p> <p>3.3.2 S/W 署名段階</p> <p>1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないとした場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。</p> <p>2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。</p>		<p>1. 現 JICA の本格調査段階をベースとした。</p> <p>2. パラ 2 で、実施決定前の案件情報公開を行う(30 日前は対応困難)。調査 TOR は調査公示で公開されるので規定しない。</p> <p>3. パラ 2 の情報公開の対象はカテゴリAとB。</p> <p>4. パラ 3 にカテゴリAに関し、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見収集を行うことを記載。</p> <p>5. パラ 3 に「環境社会配慮文書の確認等」につき記載。</p> <p>6. パラ 4 に事業段階より上位の調査について言及。</p> <p>7. パラ 6 にステークホルダー分析を記載。</p> <p>8. パラ 8 に「概要の検討時は必要に応じて情報公開と現地ステークホルダー協議を行う」旨記載。</p> <p>9. パラ 9 に関して、入札関連情報については、入札手続き終了迄非公開。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>し、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討(プロジェクトを実施しない案を含む)についても広く含める。</p> <p>7. JICAはTORに従い、カテゴリAプロジェクトについてはEIAレベルで、カテゴリBプロジェクトについてはIEEレベルで、マスタープラン調査の場合はIEEレベルで、環境社会配慮調査を行い、環境緩和策(回避・最小化・代償含む)やモニタリング及び環境社会配慮実施体制の案を作成する。</p> <p>8. 相手国等は、必要に応じて、環境社会配慮の概要検討時に情報公開した上で、現地ステークホルダーとの協議を行う。JICAは、それを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。</p> <p>9. 相手国等は、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、報告書案を情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議を行う。JICAは、それを支援し、協議の結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>10. JICAは最終報告書を完成後速やかにウェブサイトで公開する。</p> <p>11. 技術協力プロジェクトにおいて協力準備調査を行わず詳細計画策定調査を行う場合は、上述の協力準備調査の手続きに倣う。</p> <p>12. 補完型調査の場合は、パラ1とパラ2の手続きを行った後、その内容に応じてパラ5からパラ10のうち必要な手続きを行う。</p>	<p>3.3.3 本格調査段階</p> <p>3.3.3.1 カテゴリAの調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JICAは、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 2. JICAは、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。 3. JICAは、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査のTORに反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。 4. TORは、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。 5. JICAは、TORに従い、EIAレベルで、環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策(影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む)やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。 6. JICAは、環境社会配慮の概要検討時に情報公開した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。 7. JICAは、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。 8. JICAは、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。 9. JICAは、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA図書館と現地事務所にて情報公開する。 <p>3.3.3.2 カテゴリBの調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. JICAは、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 2. JICAは、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府とスコーピングを行い、環境社会配慮調査のTORを作成する。 3. TORは、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。 4. JICAは、TORに従い、IEEレベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、調査の結果を適宜調査の過程で作成 	<p>10. パラ11に、技術協力の場合は案件採択後に詳細計画策定調査を行い、協力内容を具体化する場合がある旨記載。</p>
---	--	--

新環境社会配慮ガイドライン案

	<p>する各種レポートに反映する。</p> <p>5. JICA は、IEE レベルの調査結果を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、上記「3.3.3.1」の手続きに従う。カテゴリBとされたものについては、環境社会配慮調査の結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。</p> <p>6. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>7. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>8. JICA は必要に応じて、情報公開するとともに相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。</p>		
<p>3.2 有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、技術協力プロジェクト</p>			
<p>3.2.1 環境レビュー</p> <p>1. JICA はカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。環境レビューに当たってはセクター別の環境チェックリストを適切に活用する。</p> <p>2. JICA が協力準備調査を行わない場合は、要請受領後速やかにプロジェクトのカテゴリ分類を行いその結果をウェブサイトで情報公開し、環境レビュー前には、より詳しい情報に基づくカテゴリ分類結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>3. JICA は、協力準備調査を実施したプロジェクト(協力準備調査を実施せずに詳細計画策定調査を実施した場合も同じ)については、カテゴリAプロジェクトについては必ず、カテゴリBプロジェクトについては必要に応じて、環境レビュー前に、最終報告書もしくはそれに相当する文書(いずれも、入札関連情報を除く)についてウェブサイトで公開する。</p> <p>4. 環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>(1)カテゴリAプロジェクト</p> <p>1. カテゴリAプロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書(別紙2)が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画が提出されなければならない。</p> <p>2. JICA は、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主</p>		<p>第1部4. 環境社会配慮確認手続き</p> <p>(1) カテゴリ別の環境レビュー</p> <p>本行は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。</p> <p>カテゴリA:プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。カテゴリAプロジェクトについては、借入人等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書(第2部2参照)が提出されなければなら</p>	<p>パラ2に協力準備調査を行わない場合を記載。</p> <p>パラ3に環境レビュー前の情報公開を記載。最終報告書になっていなくとも、環境社会配慮に関する情報を含む処方の情報が全て含まれるものを公開することで、環境レビューを実施することがありうる点はFAQに記載する。</p> <p>パラ4にカテゴリ分類の変更を記載。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>要な文書の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3)先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画を環境レビューに先立ち情報公開する。環境アセスメント報告書は、合意文書締結の120日以前に公開する。相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する。</p> <p>3. JICAは、相手国等から提出された環境アセスメント報告書等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。</p> <p>4. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>(2)カテゴリBプロジェクト</p> <p>1. 環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリAより狭い。相手国等から提供された情報等を用いて環境レビューを行う。プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。環境影響評価手続きがなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。</p> <p>2. 1)環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2)住民移転計画、3)先住民族計画の提出があった場合は情報公開を行う。</p> <p>3. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>(3)カテゴリCプロジェクト</p> <p>1. カテゴリ分類以降の環境レビューは省略される。</p> <p>(4)カテゴリFIプロジェクト</p> <p>1. JICAは、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じて実施能力強化のための適切な措置が取られることを求める。</p> <p>2. 金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社会にもた</p>		<p>い。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等が提出されなければならない。本行は、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境レビューを行う。</p> <p>カテゴリB:環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリAより狭い。カテゴリAのレビューと同様、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があればこれも含めた評価を行う。本行は、借入人等から提供される情報に基づき、環境レビューを行う。環境アセスメント手続きがなされていた場合は、環境アセスメント報告書を参照することもあるが、必須ではない。</p> <p>カテゴリC:スクリーニング以降の環境レビューは省略される。</p> <p>カテゴリFI:本行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。</p> <p>上記レビューに当たっては、セクター毎の環境チェックリス</p>	<p>パラ2に環境アセスメント報告書の120日間公開を記載。</p> <p>パラ3に情報公開と現地ステークホルダー協議の確認を記載。現地ステークホルダー協議に求められる要素につき中間報告書の指摘有り。</p> <p>カテゴリFIの記載は具体化。</p>
--	--	---	--

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>らす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行うことを原則とする。</p> <p>3. 対象サブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、原則として、カテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う。</p> <p>4. 合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開する。</p> <p>(5)エンジニアリング・サービス借款</p> <p>1. 調査・設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款(エンジニアリング・サービス借款)の供与に先立ち、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施する。</p> <p>2. ただし、当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は平行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする。</p>		<p>トを参照する。</p>	
<p>3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認</p> <p>1. 相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリ A、B 及び FI のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。</p> <p>2. モニタリング結果の確認に必要な情報は、書面等の適切な方法により、相手国等より報告される必要がある。また、必要に応じ、JICA が自ら調査を実施することがある。</p> <p>3. 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。</p> <p>4. また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、JICA は相手国等に対し、JICA が調査を行うことに対する協力を求めることがある。</p> <p>5. JICA は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、予め締結された合意文書</p>		<p>第1部4. 環境社会配慮確認手続き (2)モニタリング プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、本行は原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。 モニタリングに必要な情報は、適切な方法により、借入人等より報告される必要がある。また、必要に応じ、本行が自ら調査を実施することがある。 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、本行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す。プロジェクト実施主体者が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを本行は確認する。 また、必要に応じ、本行が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、本行は借入人等に対し、本行が調査を行うことに対する協力を求めることがある。 本行は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると本行が判断した場合には、予め締結された融資契約に基づ</p>	

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>に基づき、相手国等に対し、適切な対応を要求することがある。また、必要に応じ、JICA が自ら支援を実施することがある。さらに、合意文書に基づき、JICA の要求に対する相手国等の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等の JICA 側の措置を検討することがある。</p> <p>6. プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い 3.2.1 に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する。</p> <p>7. JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。</p> <p>8. JICA が自ら詳細設計調査を実施する場合、その実施に先立ち、対象となるプロジェクトに関する環境レビューを実施する。必要に応じて、詳細住民移転計画を JICA は確認する。最終報告書をウェブサイトで公開する。</p>		<p>き、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に対し、適切な対応を要求することがある。さらに、融資契約に基づき、本行の要求に対するプロジェクト実施主体者の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等の本行側の措置を検討することがある。</p>	<p>パラ6にプロジェクトに重大な変更が生じた場合について記載、中間報告の指摘あり。</p> <p>パラ7に、モニタリング結果の情報公開を記載(JBIC 新ガイドライン案参考)。中間報告の指摘あり。</p>
<p>3. 3外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p> <p>3.2.1 環境レビューを念頭に、3.1.2 協力準備調査の手続きに従う。JICA は、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、協力の中止を外務省に提言する。</p>			<p>外務省への提言を記載。</p>
<p>3. 4開発計画調査型技術協力</p>			
<p>3.4.1 要請確認段階</p> <p>1. 外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ1回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から外務省に提言を行う。</p> <p>2. JICA は、カテゴリAに分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の3点をウェブサイトで一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。カテゴリCに分類された要請案件については、環境社会配慮の手続きを終了する。</p> <p>3. カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国等に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。</p> <p>4. 外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイトで情報公開する。また、カテゴ</p>	<p>3. 1 要請確認段階(全てのスキームに共通)</p> <p>1. 外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ1回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し外務省に提言を行う。</p> <p>2. JICA は、カテゴリAに分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の3点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。</p> <p>3. カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。</p> <p>4. 外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及</p>		

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>りAとカテゴリBの協力事業については、JICA が外務省に提言した内容をウェブサイト上で情報公開する。</p>	<p>びその根拠をウェブサイト上で情報公開する。また、カテゴリAとカテゴリBの協力事業については、JICA が外務省に提言した内容をウェブサイト上で情報公開する。</p>		
<p>3.4.2 詳細計画策定調査段階(マスタープラン調査とフィージビリティ調査共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、1回目のスクリーニング結果等に基づき詳細計画策定調査を行う。この際、十分な調査期間を確保し、カテゴリA及びBの調査については必ず、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。 JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国等との協議を行う。収集した情報及び相手国等との協議結果に基づき、2回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の Terms of Reference(TOR)案を作成する。JICA は、カテゴリA の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。 JICA は、環境社会配慮に関して相手国等と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。 JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて相手国等の基本的な合意を得る。 JICA は、相手国等と合意できた場合、TOR 案を含む合意文書に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないかと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。 JICA は、署名後速やかに、合意文書と環境社会配慮に関連する情報をウェブサイト上で公開する。 	<p>3.2 開発調査(マスタープラン調査)</p> <p>3.2.1 事前調査段階</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、1回目のスクリーニング結果等に基づき事前調査を行う。この際、カテゴリA及びBの調査については必ず、カテゴリCの調査については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。 JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。 JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の Terms of Reference(TOR)案を作成する。JICA は、カテゴリA の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果をTOR 案に反映させる。 JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。 JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、Scope of Work(S/W)案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。 <p>3.2.2 S/W 署名段階</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含むS/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないかと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。 JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。 		<p>事前調査は詳細計画策定調査となった。</p> <p>現 JICA の S/W 署名段階を事前調査段階に統合。</p>
<p>3.4.3 本格調査段階(マスタープラン調査)</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、カテゴリA又はBの調査については、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。 カテゴリAの調査については、スコーピング案を情報公開し 	<p>3.2.3 本格調査段階</p> <ol style="list-style-type: none"> JICA は、カテゴリA又はBの調査については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。 JICA は、カテゴリAの調査については、スコーピング案を情 		<p>パラ 3 にステークホルダー分析を記載。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>た上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議が行われ、JICAは、その結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリBについても必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上で、現地ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。戦略的環境アセスメントを適用する。</p> <p>5. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6. カテゴリAの調査については、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開と現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICAは、その結果を反映させる。</p> <p>7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した報告書案を作成し、相手国等に説明しコメントを得る。カテゴリAの調査については、同案を情報公開した上で、現地ステークホルダーと協議が行われ、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリBについても必要に応じて、情報公開した上で現地ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>8. JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイトで情報公開する。</p>	<p>報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査のTORに反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリBについても必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。なお、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。</p> <p>5. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6. カテゴリAの調査については、JICA は、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。カテゴリBについても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。カテゴリAの調査については、同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリBについても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>8. JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p>		<p>パラ 6 のカテゴリAの概要検討時の情報公開と現地ステークホルダーとの協議は必要に応じて行う。</p>
<p>3.4.4本格調査段階(フィージビリティ調査)</p> <p>1. JICA は、十分な調査期間を確保し、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国等と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>3. カテゴリAのプロジェクトについては必ず、カテゴリBのプロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上でステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議が行われ、JICAは、その結果を環境社会配慮調査に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。</p> <p>4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>5. JICA は、TOR に従い、カテゴリAプロジェクトについては</p>	<p>3.3.3 本格調査段階</p> <p>3.3.3.1 カテゴリA の調査</p> <p>1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>3. JICA は、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査のTOR に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。</p> <p>4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p>		<p>現行JICAの「カテゴリA の調査」と「カテゴリB の調査」を統合。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>EIA レベルで、カテゴリBプロジェクトについてはIEEレベルで環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策(影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む)やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6. 環境社会配慮の概要検討時に、情報公開と現地ステークホルダーとの協議を必要に応じて行い、JICAは、その結果を反映させる。</p> <p>7. JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した報告書案を作成し、相手国等に説明しコメントを得る。カテゴリAのプロジェクトについては必ず、カテゴリBのプロジェクトについては必要に応じて、同案を情報公開した上で、現地ステークホルダーと協議が行われ、その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイトで情報公開する。</p>	<p>5. JICA は、TOR に従い、EIA レベルで、環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策(影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む)やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>6. JICA は、環境社会配慮の概要検討時に情報公開した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。</p> <p>7. JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。</p> <p>3.3.3.2 カテゴリBの調査</p> <p>1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府とスコーピングを行い、環境社会配慮調査のTOR を作成する。</p> <p>3. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>4. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、調査の結果を適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>5. JICA は、IEE レベルの調査結果を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、上記「3.3.3.1」の手続きに従う。カテゴリBとされたものについては、環境社会配慮調査の結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。</p> <p>6. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>7. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>8. JICA は必要に応じて、情報公開するとともに相手国政府と</p>	<p>パラ 6 のカテゴリAの概要検討時の情報公開と現地ステークホルダーとの協議は必要に応じて行う。</p>
---	---	--

新環境社会配慮ガイドライン案

	<p>共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p>		
<p>3.4.5 フォローアップ</p> <p>1. JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、先住民族計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイトで公開する。</p> <p>2. 開発計画調査型技術協力の終了後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開する。</p>	<p>3.7 フォローアップ</p> <p>1. 環境影響評価の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、JICA は、環境社会配慮調査結果を考慮した環境影響評価の手続きを審査前の段階で確認するためにフォローアップを行う。</p> <p>2. JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて公開する。</p> <p>3. 協力事業の終了事業化後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開する。</p>		<p>3.7 のパラ 1 修正を検討したが実際は困難と判断し削除した。</p>
<p>別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 以下に示す考え方にに基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とする。</p> <p>基本的事項</p> <p>1. プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</p> <p>2. このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。</p> <p>3. このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていないなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。</p> <p>4. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。</p>	<p>別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件</p> <p>基本的事項</p> <p>1. プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。</p> <p>2. このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。</p> <p>3. このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていないなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。</p> <p>4. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。</p>	<p>第2部1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 以下に示す考え方にに基づき、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則とする。</p> <p>(基本的事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。 ・このような検討は、環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、プロジェクトの経済的、財務的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。 ・このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていないなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境アセスメント報告書が作成されなければならない。 ・特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。 	<p>現行 JICA 別紙 1 と現行 JBIC 第 2 部 1 を合体。</p> <p>労働環境(労働安全含む)、生態系及び生物相の項目、非自発的住民移転と先住民族の記載を強化。</p>
<p>対策の検討</p> <p>1. プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていないなければならない。対策の検</p>	<p>対策の検討</p> <p>1. プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上より良い案を選択するため、複数の代替案が検討されていないなければならない。対策の検</p>	<p>(対策の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていないなければならない。対策の検討にあたって 	

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</p> <p>2. モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。</p>	<p>討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</p> <p>2. モニタリング、制度の整備など適切な事業実施段階の計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。</p>	<p>は、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。</p> <p>・モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。</p>	<p>現行JBICガイドラインの記載を利用。</p>
<p>検討する影響の範囲</p> <p>1. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響(越境の又は地球規模の環境影響を含む)並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全含む)。</p> <p>2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p>	<p>環境社会配慮の対象範囲(検討する影響の範囲)</p> <p>1. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響(越境の又は地球規模の環境影響を含む。)並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症。</p> <p>2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p>	<p>(検討する影響の範囲)</p> <p>・調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDSなどの感染症等)、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。</p> <p>・調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。</p>	
<p>法令、基準、計画等との整合</p> <p>1. プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(中央政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>2. プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	<p>法令、基準、計画等との整合</p> <p>1. プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(中央政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>2. プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	<p>(法令、基準、計画等との整合)</p> <p>・プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府(国政府及び地方政府を含む)が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>・プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない(ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない)。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	
<p>社会的合意</p> <p>1. プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影</p>	<p>社会的合意</p> <p>1. プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影</p>	<p>(社会的合意及び社会影響)</p> <p>・プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きい</p>	

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>2. 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>	<p>響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等の現地ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>2. 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>	<p>と考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> <p>・女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。</p>	
<p>生態系及び生物相</p> <p>1. プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。</p> <p>2. 森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。</p>			
<p>非自発的住民移転</p> <p>1. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>3. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。</p> <p>4. 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。</p>	<p>非自発的住民移転</p> <p>1. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>3. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</p>	<p>(非自発的住民移転)</p> <p>・非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>・非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。</p> <p>・非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。</p>	<p>中間報告の指摘有り。</p> <p>パラ3後半とパラ4は新JBICガイドライン案を参考。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>い。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。</p>			
<p>先住民族</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補填するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられなければならない。 2. プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約(先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む)の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。 3. 先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画(他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある)として、作成、公開されていなければならない。先住民族計画の作成にあたり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議が行われていなければならない。協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex B に規定される内容が含まれることが望ましい。 	<p>先住民族</p> <p>プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</p>	<p>(先住民族)</p> <p>・プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</p>	<p>中間報告の指摘あり。</p> <p>新 JBIC ガイドライン案を参考。国際連合宣言を記載。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>モニタリング</p> <ol style="list-style-type: none"> プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとらなければならない。 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。 モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない。 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されるよう努めなければならない。 	<p>モニタリング</p> <ol style="list-style-type: none"> プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。 モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表されていることが望ましい。 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。 	<p>(モニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の発生の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。 モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。 	
<p>別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書 以下の項目が満たされていることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国に環境アセスメントの手続制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手続を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない。 ・環境アセスメント報告書(制度によっては異なる名称の場合もある)は、プロジェクトが実施される国で公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。 ・環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。 ・環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。 ・地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。 ・環境アセスメント報告書には、以下に示す事項が記述されていることが望ましい。 <p>カテゴリA 案件のための環境アセスメント報告書 注)</p> <p>環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのブ</p>		<p>第2部 2. カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書 以下の項目が満たされていることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国に環境アセスメントの手続制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手続を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない。 ・環境アセスメント報告書(制度によっては異なる名称の場合もある)は、プロジェクトが実施される国で公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。 ・環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。 ・環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。 ・地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。 ・環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい。 <p>別表 カテゴリA 案件のための環境アセスメント報告書 注)</p> <p>環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、その</p>	<p>現行 JBIC 第 2 部 2.を使用。協議会の記録内容を具体化。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>プロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。環境アセスメント報告書には以下の項目が含まれるべきである(順不同)。</p> <p>概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。</p> <p>政策的、法的、及び行政的枠組み — 環境アセスメント報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。</p> <p>案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る投資(例:専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。住民移転計画、先住民計画、または社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。</p> <p>基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予想されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。</p> <p>環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要しない事項を特定する。</p> <p>代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。</p> <p>環境管理計画(EMP) — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。</p> <p>協議 — 協議会の記録(協議会の開催時期・場所、参加者、進行方法、及び主要な現地ステークホルダーの意見とこれに対する対応等について記載される)。影響を受ける人々、地元 の非政府組織(NGOs)、及び規制当局が情報を与えられた上</p>		<p>プロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。環境アセスメント報告書には以下の項目が含まれるべきである(順不同)。</p> <p>概要 — 重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。</p> <p>政策的、法的、及び行政的枠組み — 環境アセスメント報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。</p> <p>案件の記述 — 提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る投資(例:専用パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等)についての記述も全て含まれる。住民移転計画または社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。</p> <p>基本情報 — 調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予想されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営、及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。</p> <p>環境への影響 — プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要しない事項を特定する。</p> <p>代替案の分析 — プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。</p> <p>環境管理計画(EMP) — 建設・操業期間中に負の影響を除去相殺、削減するための緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。</p> <p>協議 — 協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織(NGOs)、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。</p> <p>注)世界銀行 Operational Policy 4.01 (OP4.01)Annex B に基</p>	
---	--	---	--

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。 注)世界銀行 Operational Policy 4.01 (OP4.01)Annex B に基づき作成。</p>		<p>づき作成。</p>	
<p>別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別のプロジェクトをカテゴリ分類する際には、プロジェクトの内容に応じて1. 7に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。</p> <p>1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示 以下に示すセクターのうち大規模なもの。 (1) 鉱山開発(石油・天然ガス開発を含む) (2)パイプライン (3)工業開発 (4)火力発電(地熱含む) (5)水力発電、ダム、貯水池 (6)送変電・配電(大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの) (7)河川・砂防 (8)道路、鉄道、橋梁 (9)空港 (10)港湾 (11)上水道及び下水・廃水処理(影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの) (12)廃棄物処理・処分 (13)農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの)</p> <p>2. 影響を及ぼしやすい特性の例示 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採</p> <p>3. 影響を受けやすい地域の例示 以下の地域又はその周辺。 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) (2) 国又は地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域</p>	<p>別紙2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示 ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の協力事業をカテゴリ分類する際には、協力事業の内容に応じて2.5に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。</p> <p>1. 影響を及ぼしやすいセクターの例示 以下に示すセクターのうち大規模なもの。 (1) 鉱業開発 (2) 工業開発 (3) 火力発電(地熱含む) (4) 水力発電、ダム、貯水池 (5) 河川・砂防 (6) 送変電・配電 (7) 道路、鉄道、橋梁 (8) 空港 (9) 港湾 (10) 上水道、下水・廃水処理 (11) 廃棄物処理・処分 (12) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) (13) 林業 (14) 水産業 (15) 観光</p> <p>2. 影響を及ぼしやすい特性の例示 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採</p> <p>3. 影響を受けやすい地域の例示 以下の地域又はその周辺 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)及びそれに準じる地域 (2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域 <自然環境></p>	<p>第2部3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧 1. 影響を及ぼしやすいセクター 以下に示すセクターのうち大規模なもの。 (1) 鉱山 (2) 石油・天然ガス開発 (3) パイプライン (4) 鉄鋼業(大型炉を含むもの) (5) 非鉄金属精錬 (6) 石油化学(原料製造。コンビナートを含む) (7) 石油精製 (8) 石油・ガス・化学物質ターミナル (9) 紙、パルプ (10) 有害・有毒物質製造・輸送(国際条約等に規定されているもの) (11) 火力発電 (12) 水力発電、ダム、貯水池 (13) 送変電・配電(大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの) (14) 道路、鉄道、橋梁 (15) 空港 (16) 港湾 (17) 下水・廃水処理(影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの) (18) 廃棄物処理・処分 (19) 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) (20) 林業、植林 (21) 観光(ホテル建設等)</p> <p>2. 影響を及ぼしやすい特性 (1) 大規模非自発的住民移転 (2) 大規模地下水揚水 (3) 大規模な埋立、土地造成、開墾 (4) 大規模な森林伐採</p> <p>3. 影響を受けやすい地域 以下の地域またはその周辺 (1) 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) (2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域</p>	<p>現 JICA の林業、水産業と観光(現 JBIC の林業、植林と観光)を外し、パイプラインを追加(現状への対応)</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p><自然環境></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原生林、熱帯の自然林 2) 生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) 3) 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 4) 大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 5) 砂漠化傾向の著しい地域 <p><社会環境></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 2) 少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・原生林、熱帯の自然林 ・生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 ・大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 ・砂漠化傾向の著しい地域 <p><社会環境></p> <ul style="list-style-type: none"> ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 ・少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域 	<p><自然環境></p> <p>ア 原生林、熱帯の自然林 イ 生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) ウ 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 エ 大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 オ 砂漠化傾向の著しい地域</p> <p><社会環境></p> <p>ア 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 イ 少数民族或いは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</p>	
<p>別紙4 スクリーニング様式</p> <p>案件名: 事業実施機関名、事業実施主体名又は投資先企業名: 記入責任者の名前、所属・役職名、団体名(会社名)、連絡先を記入して下さい。 名前: 所属・役職名: 団体名: TEL: FAX: E-Mail: 記入日: 署名:</p> <p>チェック項目 (注)プロジェクトの詳細が未定の場合は、「未定」と記入して下さい。</p> <p>項目1. プロジェクトサイトの所在地を記入して下さい。</p> <p>項目2. プロジェクトの規模・内容(概略開発面積、施設面積、生産量、発電量等)について簡単に記入して下さい。 2-1 プロジェクト概要 (プロジェクトの規模、内容) 2-2 どのようにしてプロジェクトの必要性を確認しましたか。 プロジェクトは上位計画と整合性がありますか。 <input type="checkbox"/>YES: 上位計画名を記載してください。 <input type="checkbox"/>NO</p>	<p>別紙3 スクリーニング様式</p> <p>案件名: 事業実施機関: 記入責任者の氏名、所属・役職名、組織名、連絡先名前: 所属・役職名: 組織名: TEL: FAX: E-Mail: 記入日: 署名:</p> <p>チェック項目</p> <p>項目1. プロジェクトサイトの所在地</p> <p>項目2. プロジェクトの内容 2-1 以下に掲げるセクターに該当するプロジェクトですか。 <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO YESの場合、該当するセクターをマークしてください。 <input type="checkbox"/>鉱業開発 <input type="checkbox"/>工業開発 <input type="checkbox"/>火力発電(地熱含む) <input type="checkbox"/>水力発電、ダム、貯水池</p>	<p>第2部 4. スクリーニングに必要な情報</p> <p>スクリーニングは、以下の情報に基づき行うことを原則とする。なお、プロジェクトの特性・周辺状況等を踏まえ、必要に応じ追加情報を求めることがある。</p> <p>(記載事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 許認可関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価にかかる許認可の必要性 ・ 環境影響評価にかかる許認可の取得の有無 ・ 環境影響評価にかかる許認可の承認年月 ・ 環境影響評価にかかる許認可の承認機関名 ・ 環境に関するその他の許認可の取得の有無等 2. プロジェクト関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトサイトの住所 ・ プロジェクトの内容 ・ 該当セクター ・ プロジェクトの規模等 3. 環境影響関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響の程度 ・ 影響を受けやすい地域の有無 ・ 影響を及ぼしやすい特性の有無 ・ 影響を及ぼしやすい特性の規模 	<p>JICA 様式をベースに修正(別紙3とJBIC様式の反映) JBIC 第2部 4. スクリーニングに必要な情報を統合。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>2-3 要請前に代替案を検討しましたか。 <input type="checkbox"/>YES: 検討した代替案の内容を記載してください。 <input type="checkbox"/>NO</p> <p>2-4 要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか。 <input type="checkbox"/>実施済み <input type="checkbox"/>実施していない 実施済の場合は該当するステークホルダーをチェックしてください。 <input type="checkbox"/>関係省庁 <input type="checkbox"/>地域住民 <input type="checkbox"/>NGO <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>項目3. プロジェクトは、新規に開始するものですか、既に行っているものですか？既に実施しているものの場合、既に行われているプロジェクトは現地住民より強い苦情等を受けたことがありますか？ <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既往(苦情あり) <input type="checkbox"/> 既往(苦情なし) <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>項目4. プロジェクトに関して、環境アセスメント(EIA、IEE 等)は貴国の制度上必要ですか？必要な場合、実施又は計画されていますか？必要な場合は、必要とされる根拠についても記入してください。 <input type="checkbox"/> 必要 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施中・計画中) (必要な理由:) <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>項目5. 環境アセスメントが既に実施されている場合、環境アセスメントは環境アセスメント制度に基づき審査・承認を受けていますか。既に承認されている場合、承認年月、承認機関について記載してください。 <input type="checkbox"/> 承認済み(附帯条件なし)(承認年月: 承認機関:) <input type="checkbox"/> 承認済み(附帯条件あり)(承認年月: 承認機関:) <input type="checkbox"/> 審査中 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 手続きを開始していない <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>項目6. 環境アセスメント以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名を記載して下さい。また、当該許認可を取得済みですか？</p>	<p><input type="checkbox"/>河川・砂防 <input type="checkbox"/>送变电・配電 <input type="checkbox"/>道路、鉄道、橋梁 <input type="checkbox"/>空港 <input type="checkbox"/>港湾 <input type="checkbox"/>上水道、下水・廃水処理 <input type="checkbox"/>廃棄物処理・処分 <input type="checkbox"/>農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの) <input type="checkbox"/>林業 <input type="checkbox"/>水産業 <input type="checkbox"/>観光</p> <p>2-2 プロジェクトにおいて以下に示す要素が予定想定されていますか。 <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO YES の場合、該当するものをマークしてください。 <input type="checkbox"/>大規模非自発的住民移転(規模: 世帯 人) <input type="checkbox"/>大規模地下水揚水(規模: m³/年) <input type="checkbox"/>大規模埋立、土地造成、開墾(規模: ha) <input type="checkbox"/>大規模森林伐採(規模: ha)</p> <p>2-3 プロジェクト概要 (プロジェクトの規模、内容)</p> <p>2-4 どのようにしてプロジェクトの必要性を確認しましたか。 プロジェクトは上位計画と整合性がありますか。 <input type="checkbox"/>YES: 上位計画名を記載してください。 <input type="checkbox"/>NO</p> <p>2-5 要請前に代替案を検討しましたか。 <input type="checkbox"/>YES: 検討した代替案の内容を記載してください。 <input type="checkbox"/>NO</p> <p>2-6 要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか。 <input type="checkbox"/>実施済み <input type="checkbox"/>実施していない 実施済の場合は該当するステークホルダーをチェックしてください。 <input type="checkbox"/>関係省庁 <input type="checkbox"/>地域住民 <input type="checkbox"/>NGO <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>項目 3. プロジェクトは、新規に開始するものですか、既に実施しているものですか。既に実施しているもの場合、現地住民より強い苦情等を受けたことがありますか。 <input type="checkbox"/>新規 <input type="checkbox"/>既往(苦情あり) <input type="checkbox"/>既往(苦情なし) <input type="checkbox"/>その他:()</p> <p>項目 4. 環境影響評価の法律またはガイドラインの名称</p>		
---	--	--	--

新環境社会配慮ガイドライン案

<p><input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 取得必要だが未取得 <input type="checkbox"/> 取得不要 <input type="checkbox"/> その他() (許認可名:)</p> <p>項目7. プロジェクトサイト内又は周辺域に以下に示す地域がありますか。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO YESの場合、該当するものをマークしてください。 <input type="checkbox"/> 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) <input type="checkbox"/> 原生林、熱帯の自然林 <input type="checkbox"/> 生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等) <input type="checkbox"/> 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 <input type="checkbox"/> 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域 <input type="checkbox"/> 砂漠化傾向の著しい地域 <input type="checkbox"/> 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 <input type="checkbox"/> 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</p> <p>項目8. プロジェクトにおいて以下に示す要素が予定、想定されていますか。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO YESの場合、該当するものをマークしてください。 <input type="checkbox"/> 大規模非自発的住民移転(規模: 世帯 人) <input type="checkbox"/> 大規模地下水揚水(規模: m³/年) <input type="checkbox"/> 大規模埋立、土地造成、開墾(規模: ha) <input type="checkbox"/> 大規模森林伐採(規模: ha)</p> <p>項目9. プロジェクトは環境社会に望ましくない影響を及ぼす可能性がありますか。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO YESの場合、主要な影響の項目と概要を記載してください。 <input type="checkbox"/> 大気汚染 <input type="checkbox"/> 水質汚濁 <input type="checkbox"/> 土壌汚染 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> 騒音・振動 <input type="checkbox"/> 地盤沈下</p>	<p>() プロジェクトに関して、環境影響評価(EIA、IEE 等)は貴国の制度上必要ですか。 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 必要な場合、以下の該当する箇所をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> IEEのみ必要(<input type="checkbox"/> 実施済み、<input type="checkbox"/> 実施中、<input type="checkbox"/> 実施予定) <input type="checkbox"/> IEE と EIA の両方が必要(<input type="checkbox"/> 実施済み、<input type="checkbox"/> 実施中、<input type="checkbox"/> 実施予定) <input type="checkbox"/> EIAのみ必要(<input type="checkbox"/> 実施済み、<input type="checkbox"/> 実施中、<input type="checkbox"/> 実施予定) <input type="checkbox"/> その他: 以下に記入してください。 ()</p> <p>項目 5. 環境影響評価が既に実施されている場合、環境影響評価は環境影響評価制度に基づき審査・承認を受けていますか。既に承認されている場合、承認年月日、承認機関について記載してください。 <input type="checkbox"/> 承認済み(附帯条件なし) <input type="checkbox"/> 承認済み(附帯条件あり) <input type="checkbox"/> 審査中 (承認年月日: 承認機関:) <input type="checkbox"/> 手続きを開始していない <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>項目 6. 環境影響評価以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。 <input type="checkbox"/> 取得済み <input type="checkbox"/> 取得必要だが未取得 許認可名:() <input type="checkbox"/> 取得不要 <input type="checkbox"/> その他()</p> <p>項目 7. 事業対象地内または周辺域に以下に示す地域がありますか。 <input type="checkbox"/> YES <input type="checkbox"/> NO <input type="checkbox"/> 分からない YESの場合、該当するものをマークしてください。 <input type="checkbox"/> 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)及びそれに準じる地域 <input type="checkbox"/> 原生林、熱帯の自然林 <input type="checkbox"/> 生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等) <input type="checkbox"/> 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 <input type="checkbox"/> 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れ</p>		
---	--	--	--

新環境社会配慮ガイドライン案

<p><input type="checkbox"/>悪臭 <input type="checkbox"/>地形・地質 <input type="checkbox"/>底質 <input type="checkbox"/>生物・生態系 <input type="checkbox"/>水利用 <input type="checkbox"/>事故 <input type="checkbox"/>地球温暖化 <input type="checkbox"/>非自発的住民移転 <input type="checkbox"/>雇用や生計手段等の地域経済 <input type="checkbox"/>土地利用や地域資源利用 <input type="checkbox"/>社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織 <input type="checkbox"/>既存の社会インフラや社会サービス <input type="checkbox"/>貧困層・先住民族・少数民族 <input type="checkbox"/>被害と便益の偏在 <input type="checkbox"/>地域内の利害対立 <input type="checkbox"/>ジェンダー <input type="checkbox"/>子どもの権利 <input type="checkbox"/>文化遺産 <input type="checkbox"/>HIV/AIDS等の感染症 <input type="checkbox"/>その他() 関係する環境社会影響の概要: ()</p> <p>項目10. (有償資金協力の場合)現時点でプロジェクトを特定できない案件(例:承諾時にプロジェクトを特定できないツーステップローン、セクターローン等)ですか? <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO</p> <p>項目11. 情報公開と現地ステークホルダーとの協議 環境社会配慮が必要な場合、JICA環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開や現地ステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか。 <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO</p>	<p>れのある地域 <input type="checkbox"/>砂漠化傾向の著しい地域 <input type="checkbox"/>考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域 <input type="checkbox"/>少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域</p> <p>項目8. プロジェクトは環境社会影響を及ぼす可能性がありますか。 <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO <input type="checkbox"/>分からない 理由:()</p> <p>項目9. 関係する主要な環境社会影響をマークし、その概要を説明してください。 <input type="checkbox"/>大気汚染 <input type="checkbox"/>水質汚濁 <input type="checkbox"/>土壌汚染 <input type="checkbox"/>廃棄物 <input type="checkbox"/>騒音・振動 <input type="checkbox"/>地盤沈下 <input type="checkbox"/>悪臭 <input type="checkbox"/>地形・地質 <input type="checkbox"/>底質 <input type="checkbox"/>生物・生態系 <input type="checkbox"/>水利用 <input type="checkbox"/>事故 <input type="checkbox"/>地球温暖化 <input type="checkbox"/>非自発的住民移転 <input type="checkbox"/>雇用や生計手段等の地域経済 <input type="checkbox"/>土地利用や地域資源利用 <input type="checkbox"/>社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織 <input type="checkbox"/>既存の社会インフラや社会サービス <input type="checkbox"/>貧困層・先住民族・少数民族 <input type="checkbox"/>被害と便益の偏在 <input type="checkbox"/>地域内の利害対立 <input type="checkbox"/>ジェンダー <input type="checkbox"/>子どもの権利 <input type="checkbox"/>文化遺産 <input type="checkbox"/>HIV/AIDS等の感染症 <input type="checkbox"/>その他() 関係する環境社会影響の概要: ()</p> <p>項目10. 情報公開と現地ステークホルダーとの協議</p>		<p>項目10を追加。</p>
---	---	--	-----------------

新環境社会配慮ガイドライン案

	<p>10-1 環境社会配慮が必要な場合、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開や現地ステークホルダーとの協議を行うことに同意しますか。 <input type="checkbox"/>YES <input type="checkbox"/>NO 10-2 NO の場合、その理由は何ですか？</p>		
<p>別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目 チェックリストには、以下の分類・環境項目が含まれる。活用にあたっては、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、必要な項目につきチェックすることとする。 (分類) (チェック項目)</p> <p>1. 許認可・説明 ・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明</p> <p>2. 汚染対策 ・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質</p> <p>3. 自然環境 ・保護区 ・生態系 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理</p> <p>4. 社会環境 ・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産 ・景観 ・少数民族、先住民族 ・労働環境(労働安全を含む)</p> <p>5. その他 ・工事中的影響 ・事故防止対策 ・モニタリング</p>		<p>第2部 5. チェックリストにおける分類・チェック項目 チェックリストには、以下の分類・環境項目が含まれる。活用にあたっては、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、必要な項目につきチェックすることとする。 (分類) (チェック項目)</p> <p>1. 許認可・説明 ・EIA 及び環境許認可 ・地域住民への説明</p> <p>2. 汚染対策 ・大気質 ・水質 ・廃棄物 ・土壌汚染 ・騒音・振動 ・地盤沈下 ・悪臭 ・底質</p> <p>3. 自然環境 ・保護区 ・生態系 ・水象 ・地形・地質 ・跡地管理</p> <p>4. 社会環境 ・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産 ・景観 ・少数民族、先住民族</p> <p>5. その他 ・工事中的影響 ・事故防止対策 ・モニタリング</p>	<p>現行 JBIC 第2部 5.労働環境(労働安全を含む)を追加。(新 JBIC と同様に、「地域住民の安全」に係る記載をチェックリストに追加する。)</p>
<p>別紙6 モニタリングを行う項目 モニタリングを行う項目は、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、以下に掲げる項目を参照しつつ、必要な項目を判断することとする。</p> <p>1. 許認可・説明 ・当局からの指摘事項への対応</p> <p>2. 汚染対策 ・大気質 :SO2、NO2、CO、O2、煤塵、浮遊粒子状物質、粉塵等</p>		<p>第2部6. モニタリングを行う項目 モニタリングを行う項目は、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、以下に掲げる項目を参照しつつ、必要な項目を判断することとする。</p> <p>1. 許認可・説明 ・当局からの指摘事項への対応</p> <p>2. 汚染対策 ・大気質 :SO2、NO2、CO、O2、煤塵、浮遊粒子状物質、粉塵等</p>	<p>現 JBIC 第2部 6を使用。</p>

新環境社会配慮ガイドライン案

<p>・水質 : pH、SS(浮遊物質)、BOD(生物化学的酸素要求量)/COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素)、全窒素、全燐、重金属、炭化水素、フェノール類、シアン化合物、鉱油、水温等</p> <p>・廃棄物 ・騒音・振動 ・悪臭</p> <p>3. 自然環境 ・生態系 : 貴重種に対する影響、対策等</p> <p>4. 社会環境 ・住民移転 ・生活・生計 (注)大気質・水質については、排出値か環境値かを特定。また、工事中の影響か操業中の影響かによって、モニターすべき項目が異なることに留意が必要。</p>		<p>・水質 : pH、SS(浮遊物質)、BOD(生物化学的酸素要求量)/COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素)、全窒素、全燐、重金属、炭化水素、フェノール類、シアン化合物、鉱油、水温等</p> <p>・廃棄物 ・騒音・振動 ・悪臭</p> <p>3. 自然環境 ・生態系 : 貴重種に対する影響、対策等</p> <p>4. 社会環境 ・住民移転 ・生活・生計 (注)大気質・水質については、排出値か環境値かを特定。また、工事中の影響か操業中の影響かによって、モニターすべき項目が異なることに留意が必要。</p>	
---	--	---	--

以上